

# 公示

次のとおり、公募します。

令和7年11月19日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰

## 1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる事業
- (2) 事業の趣旨  
がんなど発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病により患するおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) 粉じん業務関係  
(2) 塩化ビニル業務関係  
(3) 石綿業務関係

## 3 委託事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ、直近2年間の労働保険料の滞納がないこと。

## 5 特殊な技術等の条件

健康診断機関及び医療機関等で下記の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

ア 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

イ 塩化ビニル業務関係

- a 顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 光電分光光度計
- e シンチグラフィー撮影装置一式
- f 血管造影器具

ウ 石綿業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

- (4) 公益社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、富山労働局長の定める契約条件に合意できることと、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

## 6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限

令和7年12月19日（金）午後5時15分まで

(2) 意思表示先

富山労働局労働基準部健康安全課 担当 杉本（電話 076-432-2731）

(3) 意思表示方法

上記意思表示先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」（別紙1）、直近2年間の労働保険料納付の写し、誓約書及び役員等名簿（別紙2）を提出し選定基準等の確認を受ける。

文書を持参することとし、郵送する場合は簡易書留にて期日まで必着とすること。

電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

#### (4) 意思表示様式

意思表示先にて交付する。

### 7 契約

#### (1) 委託契約の締結

委託契約は、富山労働局と選定された者の代表との間で別紙3の委託契約書（案）に基づき締結する。

ただし、選定された者が契約条件に合意しない場合には、委託契約を締結しない。

#### (2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、富山労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については別紙4の「契約書第3条の規定に基づき富山労働局長の定めるべき事項」によるものとする。

### 8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会計法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせる上で、物品費等の支出は含まない。）する場合には、富山労働局の承認を受けるものとする。

### 9 その他

- (1) 委託契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金  
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
  - ア 提出された書類は返却しない。
  - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
  - ウ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

#### 【本件担当、連絡先】

住所：〒930-8509 富山県富山市神通本町1丁目5番5号  
富山労働総合庁舎3階

担当：富山労働局労働基準部健康安全課 担当 杉本

電話：076-432-2731

FAX：076-432-6089

別紙1  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰 殿

所在地  
名称  
代表者職氏名 印

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断  
事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係る  
健康診断のうち、 業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、  
その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。
- 3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他  
「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

(担当者)  
氏名  
TEL  
FAX

## 誓 約 書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはあ  
りません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、  
異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の提出を求められ、また当該  
個人情報を警察に提供することがあることについて了承します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不  
當な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。  
以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的  
をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ  
るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威圧を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

## 役 員 等 名 簿

法人（個人）名：                  

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載された役員全員を記載してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 富山労働局総務部長 渡辺 聰（以下「甲」という。）と ○○病院長 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条第○号の業務に係る手帳及び船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、手帳を所持する者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）に対し、健康管理手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払うとともに、乙が手帳を所持する者で労災保険の適用を受けない者に対し健康診断を実施した場合には、必要に応じ、当該健康診断の実施に要した費用の支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関する必要な事項は富山労働局長が定める。

第4条 この契約の当事者は2カ月前までに予告すれば、これを解約することができる。

第5条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第6条 乙は個人情報の保護に関する法律等の適用を受ける者であり、この契約により保有した個人情報の取り扱いに当たっては、漏えい、滅失または棄損の防止の他、固有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

第7条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条の第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴をされたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第8条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、甲が算出した年間見込額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わな

ければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第10条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第11条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第 12 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 13 条 甲は、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 7 条、第 9 条、第 10 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第 14 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第 15 条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、隨時甲及び乙が協議して定める。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

甲 富山県富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号  
支出負担行為担当官  
富山労働局総務部長 渡辺 聰

乙 富山県〇〇市〇〇番地  
〇〇病院長 ○○ ○○

## 契約書第3条の規定に基づき富山労働局長の定める事項

- 1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条の業務に係る手帳又は船員健康管理手帳のうち、粉じん、塩化ビニル及び石綿業務に係る手帳（以下「手帳」という。）の所持者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、富山労働局長と〇〇病院（以下、「〇〇病院」という。）との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとすること。
- 2 〇〇病院は、当該病院に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとすること。この場合において、〇〇病院は、指名しようとする医師について、富山労働局長に通知するものとすること。
- 3 〇〇病院は、富山労働局長から送付される手帳所持者名簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うものとすること。
- 4 〇〇病院は、手帳所持者の健康診断により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うものとすること。
- 5 〇〇病院は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の15に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳又は船員健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
- 6 〇〇病院は、手帳所持者の行う受診旅費の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。
- 7 〇〇病院は、複数の業務に係る健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ病院において同時に実施するよう配慮すること。
- 8 複数手帳所持者が、〇〇病院において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影

法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。) が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

10 ○○病院は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

11 ○○病院は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

12 ○○病院は、石綿業務に係る手帳所持者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

13 ○○病院が健康診断に要した費用（契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。）の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書」（様式第1号）及び「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書」（様式第2号）を富山労働局長に提出して行うこと。

14 健康診断費の支払は、請求のあった日から30日以内に行うこと。

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1) 粉じん業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場

合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。

- ③ 結核精密検査で結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を若しくはそれ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を、赤血球沈降速度検査を行った場合は1,500円を又はツベルクリン反応検査を行った場合は900円を加算する。
- ④ 肺結核以外の合併症の検査で、結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、喀痰細胞診を行った場合は4,000円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、斜位像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を又は気管支造影を行った場合は9,500円を加算する。

#### (2) 塩化ビニル業務関係

- ① 問診、胸部のエックス線写真及び血液検査（血清ビリルビン、GOT、GPT及びALP）の検査を行ったもの 10,100円
- ② 血小板数の検査を行った場合は400円を、 $\gamma$ -GTPの検査を行った場合は200円を、ZTTの検査を行った場合は200円を、ICGの検査を行った場合は1,200円を、LDHの検査を行った場合は200円を、血清脂質の検査を行った場合は1,000円を加算する。
- ③ 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ④ 肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16,000円を加算する。
- ⑤ 中枢神経系の神経医学的検査を行った場合は4,900円を加算する。

#### (3) 石綿業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコピ一検査を行った場合は30,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

#### (4) その他

- ① ○○病院が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に使用することを目的と

して、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の病院において3,000円を加算する。また、紹介する側の病院において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。

- ② 気管支ファイバースコピ検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
- ③ 前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。
- ④ 前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
- ⑤ 健康診断の受診日時の調整、案内及び健診結果通知等に伴う事務費相当分として、健康診断実施者1人当たり1,000円を加算する。
- ⑥ ○○病院と衛生検査所等の間の「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（平成25年9月26日付け基発0926第4号厚生労働省労働基準局長通達。以下「局長通達」という。）記の2の（1）のウの業務委託契約に基づき、当該衛生検査所等が健康診断の一部を実施しても差し支えないものとする。ただし、衛生検査所等が行う場合の健康診断費は業務ごとに定められた健康診断費（15参照）の合計金額の2分の1未満とすることとし、その費用については、○○病院が適切に支払うこと。

16 ○○病院が健康診断に要した費用のうち、契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る請求については、局長通達記の6の(2)に掲げる区分のとおり行うものとし、その支払については、当該請求の相手方の定めるところによるものとする。